

商工会だより

第183号

令和5年11月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

いびがわ産業フェスティバル

11月18日(土)、11月19日(日)の午前9時から午後3時に、いびがわ産業フェスティバルが開催されます！

今年は、工業部会と女性部が出店します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。秋の一大イベントを一緒に楽しみましょう！

なお、当日は大変混雑が予想されますので、乗り合わせてご来場いただくようお願いいたします。

出店内容は以下の通りです。

～会場～

J Aいびがわ本店前の駐車場

～出店内容～

・バッテリーカー乗車体験

(雨天中止・8歳以下は保護者同伴)

工業部会では、バッテリーカーの乗車体験を行います。バッテリーカーは無料で乗ることができますので、ぜひ子供さんと一緒にいらっしゃってください。

・バザー

商工会ブースでは、女性部も含め揖斐川町商工会員の14事業所が出店します。

女性部は、焼きそばとお茶の販売をします。



バッテリーカー①



バッテリーカー②



女性部出店の様子

工業部会

☆四町商工会工業部会視察研修について

四町商工会工業部会（神戸町商工会・池田町商工会・大野町商工会・揖斐川町商工会）では、令和5年10月17日（火）に、当商工会が幹事となり、杉山副会長が代表を務められております（株）杉山家具製作所にて視察研修を行いました。

今年は、四町で18人の参加者が募り、生産管理方法から産業廃棄物の処理方法まで幅広く会話や質問が交わされ、町の垣根を超えた繋がりを深めることができ、充実した研修となりました。



経営

☆無料法律相談会 「弁護士による無料窓口相談会」をご利用ください！

売上回収・取引契約、消費者からのクレームをはじめ、労働者・労働契約、賃金・労働時間、事業承継・相続などさまざまな法律問題に対して、お困り事はありませんか。商工会では、弁護士と直接相談できる無料法律相談会を開催しています。

11月の開設日

14日（火）OKBふれあい会館

12月の開設日

5日（火）OKBふれあい会館

19日（火）OKBふれあい会館

◇本事業は、解決策をアドバイスするものであって、弁護士がご相談内容に関する書類作成等を行うものではありません。

◇事前に商工会までお申込み（ご予約）をお願いいたします。

経営

☆小規模事業者持続化補助金（一般型）

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受付締め切り	第14回 2023年12月5日（火） ※事業支援計画書(様式4)発行締切
補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下
補助対象事業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ *通常枠以外は追加申請要件があります。 *補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費※、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

※ウェブサイト関連費のみによる申請は不可。また、補助金交付申請額の1/4が、当経費の申請額の上限です。

補助対象となり得る取組事例のイメージ

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新商品を陳列するための棚の購入 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・商品販売のためのウェブサイト作成や更新 <p>※WEB関連のみでの申請は不可、補助金の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の展示会・見本市・商談会への参加費用 ・展示会参加のために必要な旅費 ・新商品の開発 ・事業遂行にあたり必要な外注費等 |
|---|--|

ご相談は商工会まで

◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。

◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越してください。

◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar5/>

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入
いただけます!!

「けが」の補償

けがによる死・後遺障害、入院、手術、通院を補償します



トータル「がん」補償

がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します



シンプル「がん」補償

がんによる入院、手術等を補償します



「病気」の補償

疾病による入院、手術等を補償します



けが・病気・がんに しっかり備える

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし、2023年11月1日時点での年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

【家族とは】①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入 補償権を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

さらに福利厚生も充実!

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナ倶楽部の会員になり、「ベネフィット・ステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合がございます。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体組合生活保険(既)・団体健康基本契約(がん補償基本契約)・組合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店: 共済シェアサービス株式会社
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル本館19F TEL:03-6269-0771

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 広域法人部法人第一課
東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3615-4147

2023年8月作成 23T-001020

福祉共済のご相談は商工会へお願いします。